

商工農林水産委員会記録

[第2日目]

1 日 時 平成31年3月15日(金曜日)

開 会 午前 9時57分

散 会 午前11時17分

2 場 所 第3委員会室

3 出席委員 9人

委員長 成田光雄

副委員長 高田真里

委員 泉英之

// 金井毅俊

// 大島満

// 橋本雅雄

// 松井桂将

// 金厚有豊

// 柞山数男

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【商工労働部】

部長	大場 一成
部次長	高嶋 善秀
参事（公営競技事務所長）	佐野 浩之
商業労政課長	古西 達也
工業政策課長	片山 正和
薬業物産課長	西田 清和
観光政策課長	高橋 洋
職業訓練センター所長	木下 満
牛岳温泉スキー場所長	中澤 栄三
商業労政課主幹（調整担当）	飯田 哲

6 職務のため出席した者

【議会事務局】

議事調査課議事係長	中山 崇
議事調査課主査	金井 沙織
議事調査課主任	牧石 真理

7 会議の概要

委員長 ただいまから、商工農林水産委員会を開会いたします。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 これより、商工労働部所管分の議案の審査を行います。

議案第1号 平成31年度富山市一般会計予算、第1条歳入歳出予算、歳出第5款労働費、第7款商工費中、商工労働部所管分、第2条継続費中、第7款商工費、第3条債務負担行為中、商工労働部所管分、

議案第9号 平成31年度富山市企業団地造成事業特別会計予算、

議案第10号 平成31年度富山市白樺ハイツ事業特別会計予算、

議案第11号 平成31年度富山市牛岳温泉健康センター事業特別会計予算、

議案第12号 平成31年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計予算、

議案第13号 平成31年度富山市競輪事業特別会計予算、

議案第47号 富山市四方チャレンジ・ミニ企業団地条例の一部を改正する条例制定の件、

以上7件を、一括議題といたします。
これより、順次、当局の説明を求めます。

商工労働部長 〔挨拶〕

商工労働部次長 〔議案第1号中
商工労働部所管分の概要について、
議案第9号から議案第13号までの概要につ
いて、
議案説明資料により説明〕

商業労政課長 〔議案第1号中
移住支援事業について、
富山市プレミアム付商品券発行事業について、
商工業振興資金等貸付事業について、
緊急経営基盤安定資金貸付事業について、
議案説明資料により説明〕

工業政策課長 〔議案第1号中
富山市ものづくり改善インストラクター養成
スクール事業について、
企業立地奨励事業について、
議案説明資料により説明〕

薬業物産課長 〔議案第1号中
くすり関連施設整備事業について、

議案説明資料により説明]

観光政策課長 〔議案第1号中
らいちょうバレーエリア整備事業について、
大山観光開発株式会社への支援について、
おわら資料館維持管理事業について、
連携中枢都市圏滞在型観光連携事業について、
議案説明資料により説明]

工業政策課長 〔議案第9号について、
議案説明資料により説明]

公営競技事務所長 〔議案第13号について、
議案説明資料により説明]

工業政策課長 〔議案第47号について、
議案書により説明]

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

金井委員 議案説明資料3ページの富山市プレミアム付
商品券発行事業について、事業概要に記載の
ある購入対象者—住民税非課税者と3歳未満
の子が属する世帯の世帯主のそれぞれの予定
と言いますか、対象となる人数の予想と使用

期間、またこの使用期限は2020年2月末までになっていますが、少し短いような気がするのです。

この根拠みたいなものがあれば教えてください。

商業労政課長 住民税非課税世帯につきましては約6万人を予定しております、3歳未満の子が属する世帯の、対象となるお子さんにつきましては約1万人、合わせて7万人を想定しております。

次に、使用期間の予定について、2月末までというのは短いのではないかとありますが、国では、2019年10月1日から2020年3月末までの間で市が定める期間というふうにしております。

先ほども、これはあくまでも予定だと申し上げましたが、2月末までにした理由というのは、使用期間が終了してから業者の換金が始まります。その換金期間を考え、来年度中に補助申請をするために間に合う期間とすると、やはりこれくらいまででないと言に合わないのです。もし間に合わなければ、国の予算を繰越ししていただくということになりますので、来年度いっぱいまで事業を終了するために、これぐらいの使用期間でと考えております。

金井委員 それは実際に利用する対象の方の都合ではないということです。

せっかくやるのですから、事務の期間がずれても、使用する人が使いやすいように、3月いっぱい期間とするほうがいいのではないかと思います。

商業労政課長 何度も言いますが、これは決まったものではないです。

現在、我々も繰越しをしない範囲の使用期間ということで2月末までとしておりますが、なるべく使いやすいようにということで、御意見として賜り、今後参考にしたいと思えます。

松井委員 議案説明資料2ページの新規事業、移住支援事業についてです。

これは地方創生推進交付金の対象事業とのことなわけけれども、補助対象者の要件の中に、本市に移住後3カ月以上1年以内の者とあり、既に該当する方一要件は基準日の話なわけけれども、これはどのようになるのでしょうか。

商業労政課長 事業内容の(2)のほうに記載がありますように、この補助金をもらうためには、県が選

定した中小企業等に就職される必要があります。

現在、その企業が選定されておられませんので、現時点でこの補助金の対象となる方はいらっしゃいません。県が今から中小企業を選定していくのですけれども、詳細については3月26日にある県の説明会でお話を聞くことになっております。

県では今のところ、移住支援金制度開始は4月上旬だとおっしゃっています。上旬ですので、それが4月1日になるのかどうかという部分はございます。また、企業の募集は始めているとお聞きしてますが、まだ確定はされていないことから、今の段階で該当される方はいません。

松井委員 本事業のPRが必要と考えます。県と連携をとっているのだとは思いますが、そのことについてお聞かせください。

商業労政課長 先日も対象となる企業を集められて、説明会などを行っておられます。そういったところでPRは進んでいくのではないかと考えています。

また、この事業は特に富山県だけに限定したものではなく、全国で行われる事業になります。

す。ですので、国のほうでも県内在住の方に
広報をされると思っております。

泉委員

白樺ハイツについては、公共施設のファシリ
ティマネジメントの中で、今までずっと廃止
すべき施設とされていまして、今利用さ
れているお客さん方から、もうなくなるの
ではないかという話をよく耳にします。
今定例会を終えた後で結構ですので、きちん
とそういったことを報告するなり、あるいは
白樺ハイツの窓口やバスなどといったところ
で、きちんと広報をしていただきたいと思
うのですが。

委員長

すみません。泉委員は今、議案書のどの部分
を質問されているのでしょうか。

泉委員

白樺ハイツ事業特別会計予算についてです。

委員長

議案説明資料1ページの部分ですね。

泉委員

はい。そういうことをきちんと広報して
いただけませんかというお願いなのです。

観光政策課長

今ほど御要望をいただきましたので、白樺ハ
イツでも、そういった掲示などをしていき

いというふうに考えています。

泉委員 よろしく申し上げます。

橋本委員 らいちょうバレーエリア整備事業について、ゴンドラの山頂駅舎は完全撤去ということになるのか確認したいのですけれども。

観光政策課長 山頂駅舎につきましては、この2年の間で完全に撤去する形となります。
ただ、平成31年度の工事の内容としましては、工事用の道路をつくるですとか、運搬用の設備をつくるということで一鉄塔が16本あって、その16本の上に山頂駅舎があるのですが一山頂駅舎の解体につきましては、平成32年度になろうかと思えます。

橋本委員 完全撤去は仕方ないかなと思いますが、今、グリーンシーズン中の極楽坂のリフトもとまるということで、鍬崎山への登山がなかなか難しくなるなという思いがあります。
山頂エリアが避難小屋として残ればいいのではないかという思いがありましたが、完全撤去というので、この撤去と同時に、登山道といいますか、途中のトイレ整備なども一緒に考えていただけないかなと。

鍬崎山に登られる方が結構たくさんおられますが、下から登るのは大変難しいので、中間に何かあればいいのではないかなということを思っています。そういった整備を一緒に考えていただけないかなという要望でございます。

大島委員 同様に、らいちょうバレーエリア整備事業について、解体工事の撤去費用でございます。ことしに入ってから処分料が高騰しているというふうに聞いているのですが、それを予算に反映しておられるのかどうかお聞きしたいと思います。

観光政策課長 処分費につきまして一鉄くずの関係でございますが一約310万円余りを見込んでいまして、逆にその分を工事費から差し引く形で予算計上させていただいております。

高田委員 議案説明資料8ページのくすり関連施設整備事業なのですが、予算額として委託料、報償費等とありますが、例えば協議会か何かを設置して、そのメンバーにという意味での報償費と考えればいいのでしょうか。

薬業物産課長 報償費につきましては、PPP導入可能性調

査をした後に、業者の募集などをするということになれば、その募集内容などを検討する委員会を設けることとしております。その場合の委員向けの報償費ということで計上しております。

高田委員 内訳では、大体何人ぐらいを見込んでおられますか。

薬業物産課長 報償費につきましては、5人分の委員の方を計上しております。委員の選定につきましては、まだこれからという状況です。

高田委員 もう一つ、議案説明資料12ページの広域観光推進事業費ですけれども、事業内容として3つ、広域観光パンフレットの作成と合同プロモーション、インバウンド対策とあるのですけれども、これは広域連携中枢都市圏として一例えば合同プロモーションは滑川市、舟橋村、上市町、立山町と合同でやりますよと。しかし、パンフレットの作成も全て合同でやるのでしょうか。それとも、富山市だけで作成して、各市町村にお願いをしていくのか、その辺はどのようにになりますか。

観光政策課長 パンフレットの作成につきましては、合同で

つくらせていただきたいというふうに考えています。恐らく8ページや6ページぐらいのものをつくるような形で、1つにまとめたものでPRしていききたいということです。

高田委員 そうしましたら、この予算額は、合同でつくったものの富山市の負担分と考えればいいのでしょうか。

観光政策課長 こちらの予算額につきましては、中核市である本市に普通交付税が入ってくるということから、費用は富山市で負担することとし、他の市町村の負担はありません。

高田委員 普通交付税の金額は、もうわかっているのでしょうか。

観光政策課長 この事業単体での金額というわけではないのですが、普通交付税につきましては、富山市全体で1億6,000万円入ると聞いています。

柞山委員 議案説明資料にはありませんが、議案概要書で質問してもいいですか。当初予算分です。

委員長 はい。

柞山委員 議案概要書72ページNo. 35の新規事業で、日本青年会議所全国大会の参加者に対して、富山らしく、心に残るようなデザインの路面電車無料利用券を配布することのほか、議案概要書69ページNo. 1の2, 000万円など幾つか関連する記載がありますが、この全国大会の概要について少しお聞かせください。

商業労政課長 大会名称といたしましては、公益財団法人日本青年会議所2019年度第68回全国大会富山大会ということです。開催日程につきましては、平成31年10月10日の木曜日から13日の日曜日まで行われる予定でございます。

詳細については、今後変更されていくのかもしれませんが、今のところ、富山城址公園、富山市総合体育館、富岩運河環水公園などを開催場所として行われる予定となっております。

この大会には、全国から1万4, 000人ほどの方が訪れるというふうにお聞きしております。

柞山委員 この予算額の内訳、算出根拠はどのようなものですか。

商業労政課長 費用には、富山青年会議所が負担するものと、全国大会として全国の青年会議所が負担するもの、そしてOBであるシニア会が負担するものがございます。そのうち富山青年会議所が負担するものについて、県と市でも負担するというような話になっております。その費用につきましては調整中なのですが、富山青年会議所が負担されるものの額としては大体6,000万円から7,000万円の間というふうにお聞きしています。

柞山委員 路面電車無料利用券の配布に800万円とあるので、今説明されたのは、No. 1にある2,000万円のことに関してですね。わかりました。次に、新規事業で額はそんなに多くないのですが、議案概要書73ページのNo. 47に「北前船日本遺産推進協議会」に加入し、連携を図りながら云々とあります。これとは別に、今、県が世界で最も美しい湾クラブの事業をやっているわけです。先般の新聞に、富山市にかかわる港の海の駅の紹介もありましたが、このこととの関連性はあるのかどうかお聞かせください。

観光政策課長 この北前船日本遺産推進事業と今ほど新聞に

出ていますマリンチック街道のルートの関連性につきましては、現在のところ一正直、私どもも新聞でこのルートを知ったというのが現状でございます。また、水橋のフィッシャリーナを管理しております農林水産部のほうにも直接のお話はなかったということです。北前船日本遺産推進事業とは今のところ特に関係はないのですけれども、海の駅ということもありますので、今後、観光政策課としてはそういったところもPRしてまいりたいというふうに考えております。

柞山委員

やはりよそがやるからやるのではなくて、富山市としての観光政策を主体的に推進すべきだという立ち位置で、こういういろいろな動きがあることを上手に察知して、主体的な取り組みをしていただきたいと思います。部長、その辺のお考えはどうか。

商工労働部長

柞山委員の御指摘のとおりでございます。富山市としても今後、やはり広域観光、広域連携等、いろいろな情報をキャッチしながら、こういった動きに呼応して、また、富山市の独自性も出しながら、観光施策を進めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をよろしくお願いします。

柞山委員 よろしくお願ひします。

委員長 ほかにないようですので、これをもって議案の質疑を終結いたします。
これより、議案第1号中商工労働部所管分、議案第9号から議案第13号まで、議案第47号、以上7件の討論に入ります。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 討論なしと認めます。
これより、議案第1号中商工労働部所管分、議案第9号から議案第13号まで、議案第47号、以上7件を採決いたします。
各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって各案件は、原案可決されました。
以上で、商工労働部所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、
第2期富山市工業振興ビジョン（概要）につ

いて、
くすり関連施設基本構想・基本計画（概要）
について、
大山観光開発株式会社経営健全化方針（概要）
について、
以上3件を一括して、順次、当局から報告を
求めます。

工業政策課長 〔第2期富山市工業振興ビジョン（概要）に
ついて、
委員会資料により説明〕

薬業物産課長 〔くすり関連施設基本構想・基本計画（概要）
について、
委員会資料により説明〕

観光政策課長 〔大山観光開発株式会社経営健全化方針（概
要）について、
委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありま
せんか。

泉委員 大山観光開発株式会社経営健全化方針につい
て少しお伺いしたいのですが、まずプラン1
のリフト運行の効率化というところで、極楽

坂エリア第8ペアリフトのことが気になっております。

なぜかと申しますと、来年、富山で国体が開かれ一要件は、ジャンプ競技の選手とか物資を輸送するリフトになるわけなのです。

来年度の国体に向けて、そのリフトの方向性はどうなるのかお聞かせください。

観光政策課長 国体が開催される時期までは運行する予定で考えております。

泉委員 それで一安心なのですが、我々は今回、会派で札幌市へ国体のスキー競技会の視察に行っていました。そこで選手関係を見ていましたら、選手登録された11名全員が大山地域、要は富山市の人間でございました。立山山麓にあるジャンプ台は基本的には県の持ち物ですが、そこで運行するリフトは富山市の持ち物です。それを大山観光開発株式会社が所管して、経営の健全化のためにそれをとめてしまうということは、今後、ジャンプ競技やスキー連盟の選手育成に対して、どのような影響があるのか心配なのです。ジャンプ台が富山県のものであれば、このリフトを富山県に運用していただくなり、あるいは、富山県が所管して大山観光開発株式会

社に運行を任せるとか、そういう方針に持っていないと、選手の育成がままならなくなると思うのですが、いかがでしょうか。

観光政策課長 今委員がおっしゃいましたように、ジャンプ台が懸念としてございます。ジャンプ台の隣に走っておりますリフトにつきましては、現在、大山観光開発の経営面からいきますとマイナスになっております。しかしながら、ジャンプ台の利用者がおられますので、今回の方針を富山県のほうにも説明させていただきまして、運営費等が賄えるような方向に県としても協力していただけないかということ投げかけ、協議してまいりたいと考えております。

泉委員 その方向でぜひ検討していただきたいと思えます。

もう1点、大山観光開発株式会社経営健全化計画は、割と細かいところまで突っ込んだなと思うのですが、経費の削減に関することとして、富山市からの補助金の中で、電気料金が恐らく年間5,000万円くらいに上るのではないかと考えております。

恐らく今は、北陸電力の電気が入っているものと思えますけれども、今、電力自由化がな

されていますので、例えば入札制でリフトの運用一プラン2にもリフト整備の効率化及び修繕計画の見直しとあるのですが、電気料金の軽減化を図るために、例えば入札制を導入するという事などはお考えなのでしょうか。

観光政策課長 大山観光開発株式会社では、今年度の途中から、北陸電力から新電力へと切りかえたとお聞きしております。

泉委員 了解しました。

大島委員 同じく、大山観光開発株式会社経営健全化方針についてお尋ねいたします。

森市長が今定例会の代表質問への答弁で、3年間の期間を区切ってということをおっしゃられたので、大変ショックを受けられた方もおられると思います。

ことしのような暖冬がもし3年間続いた場合には、経営にも相当影響を与えるだろうと思うのですが、委員会資料12ページの一番下にありますように、それでも3年間で改善しなければ支援を打ち切るということは、株主や地元の方にはきちんと御理解いただいているのか、これからきちんと御理解をいただくようにするのかお尋ねいたします。

観光政策課長 暖冬の場合でも、3年間で5,000万円の減額を達成するという方針につきましては、地元のほうでも一応御説明をさせていただきました。

暖冬が3年間続いたら、というお話でございますけれども、暖冬が3年間続きましたら、そもそもスキー場としてやっていけるのかどうなのかという、まずはその問題を検討する必要があるのかなというふうに考えています。

大島委員 方針には、取締役の人数が8名というのは会社の規模からすると多いと書いてあります。商工労働部長も取締役の中に入っているのだろうと思うのですが、取締役には市の関係の方が何名いらっしゃって、削減する場合は、何名ぐらいにすることを考えられているのでしょうか。

また、外部の専門家を取締役に招聘するとの記載がありますが、代表取締役に据えるのかどうか、その辺をお聞きいたします。

観光政策課長 現在取締役は8名おりますが、そのうち市の関係者は、商工労働部長を入れて3名です。取締役に8名から6名にしたいというふうに考えております。その6名の中で、市の関係者は2名にしたいと考えています。

大島委員 外部の専門家を取締役に入れて、その方に代表権を持たせるのかどうかお聞きします。

観光政策課長 今回の考えでは、代表取締役社長は市の関係者、その次に取締役として外部から招き入れたいという思いです。

大島委員 市の関係者は専門家ではないと思うので、その辺はちょっと矛盾しているのではないかと思うのですが、それはそれとして、株主が200人以上いらっしゃる会社だというふうに聞いております。
株主総会で、こういう状況でも期限は3年間なのだという厳しいことを、きちんと諮られるのかどうかお聞かせいただきたいのですが。

観光政策課長 株主総会につきましては、当然、取締役会の人数ですとか、そういったものを諮ることになります。その中で、こういった状況であることなどを会社のほうから御説明するような形になろうかと思えます。

大島委員 最後に委員会資料13ページ、プラン8の借地料の減額として、現在の借地料の1割、230万円ぐらいを減額するという目標についてですが、以前、地主の方で1度契約更新を

拒否された方がおられたというふうに思います。そういう状態の中で、このような交渉がうまくいくというめどがたっているのかどうかお聞きします。

観光政策課長 現在、めどがたっているかと言われますと、まだこれからということになります。正直、これまでは地代の減額交渉をしていないと聞いていますので、これから1割減の目標に向かって進んでいただくと考えています。

柞山委員 同じく、この大山観光開発株式会社の経営健全化方針について、課題も含めてお話を聞きたいと思います。今ほど説明があったとおり、立山山麓地域の観光等、地域に及ぼす影響が大きいことから、健全化をして経営を存続させたいという提言で、そのように捉えていることを、まずは申し上げておきたい。それで、今質問が幾つかありましたが、少し懸念があることとして、私たちはこれまでグリーンシーズンにいろいろな事業を起こすことが、経営の健全化につながるという捉え方で理解をして、それぞれの事業の予算を認めてきたのだと思います。今回、そのことが経営の足かせになっている、

足を引っ張っているということで、グリーンシーズンの営業を全てやめることになりますけれども、ジップライン等も含めて、これまでのグリーンシーズンの事業はどうだったのか、少しお考えをお聞かせください。

観光政策課長 夏の事業のジップラインにつきましては、一番のピーク時、平成27年度には約1万人ぐらいの利用者がございました。その後はまた少し減少し、平成29年度はゴンドラがとまったということもございまして1,900人ほど。今年度はリフトで上がったことで多少利用者が増えて2,940名と、一定程度の利用はあったものと考えておりますけれども、会社の利益がプラスになるまでには厳しかったということになります。

柞山委員 今、お話を聞きますと、圧倒的に、ゴンドラの停止が起因となり、利用してもらえなかったのだと理解しました。
ところで、この会場を利用していろいろなスポーツなりイベントをやっておられると思うのです。ここへの影響をどのように捉えておられるのかお聞かせください。

観光政策課長 今、委員がおっしゃったように、立山山麓地

域ではトレッキングですとか、セラピーといったものをやっておられます。遊歩道整備につきましては、これまでどおり実施いたしますので、セラピーやトレッキングの方々は、これまでどおり行っていただけるのではないかと思います。

ただし、トレッキングにリフトを使っておられた方につきましては、下から登っていただくことになるということで多少時間を要することになるかと思いますが、遊歩道整備等はしっかりやっていきたいと考えています。

柞山委員

配慮をよろしくお願いしたいと思います。

先ほど、国体に関連した質問に対する答弁で、ジャンプ場は県が所管だと。関連する、隣接するリフトについて、県に協力をお願いしていきたいということではありますが、こういうことに気づくのがやはり遅いのではないかと思います。

細かい試算をしながら、みずから考えるということを経営のコンサルタントを入れる。そういうことも大事ですけども、やはり第一義的には所管しているところが現状を毎年しっかりと見ていかないと、たまりたまって、大手術をしなければならないという話になります。

ですから、今回の事象でも、やっぱり毎年毎年の経過をしっかりと見つめていただいて、やれることを精いっぱい、やらなければいけないことをしっかりとやっていただきたいと思います。

この点について部長から少し方針をお話しいただきたいと思います。

商工労働部長 委員御指摘のとおり、今後、真摯に経営健全化方針を実施し、その中で、市として必要な支援は行ってまいりたいと思っております。また、大山観光開発株式会社におかれましては、この経営健全化方針に盛り込まれた各種施策を真摯に実行していただきまして、不断の経営努力を行いながら、今後、経営の健全化を早期に図っていただきたいと思います。

そのためにも、私どもといたしましては、情報の共有化と連携をより深めてまいりたいと考えております。

柞山委員 少し後戻りをするようですが、これまでの経過を見ていると、大山観光開発株式会社が事業を行ったことで経営がマイナスになったことも見受けられます。

やはり事業を持たせるときは、大山観光開発

株式会社がやるのか、市が直営でやるのか、市が推進するプランなのか、あるいはさっき言ったように県がやるのか、こういう視点もこれからは必要だと思います。

関係団体が利用をするときも、大山観光開発株式会社の費用でやるということではなくて、市の後援などで事業を行うのであれば、市が直営でその事業費を見るべきだろうというふうに思っています。課長、どうでしょうか。

観光政策課長 市といたしましては、自治体が必ずやらなければいけないもの、住民が生活するための生活環境の、いわゆるシビルミニマムに該当するのか検証することが必要になると思いますが、立山山麓の夏営業を市民の生活に必ず必要なものとして保証できるかということ、なかなか難しいところはあるかと思えます。

柞山委員 地元のいろいろな業者の方で誘導する、営業するということであれば、当然、地元の経営者の皆さんの経営努力が要るだろうと思えます。

先ほど言ったように、トレッキングだとか、トライアスロンだとか、そういう事業—県事業もあるのだろうと思いますが—そのようなものへの市のかかわり方ということもあるの

で、今、観光政策課長がおっしゃったとおり、細かいメニューを精査して、今まで大山観光開発株式会社に任せていたようなことをしっかりと整理してほしいということを、これは要望として、今後の改善を注視していきたいというふうに思っています。

泉委員

最後に地元の議員としての要望なのですが、今まではゴンドラがありました。ゴンドラがなくなったから、代替施設として、横のリフトで山頂まで行けるようにしましたということなのです。

私は山岳部なのでよくわかるのですが、麓が約五、六百メートル、山頂部が1,000メートルから1,100メートルですので500メートルの高低差があります。そうすると、これはトレッキングではありません。基本的には登山になります。立山連峰で言ったら、薬師岳の折立から三角点のまだ上になります。そのくらいの高低差があるのです。

私が心配することは、今までは仮にけがをしても、あるいは熊に襲われても、リフトのところまで行けば下におりられるということだったのですが、今度からはそれができなくなりますので、観光政策課として、けがに対する注意喚起だけは今回どこかの形できちんと

行っていただきたいなと思っています。
そうでないと、ヘリコプターによる救助なり、
そういった要請がたくさん来ると考えられますので、きちんと啓発をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。
次に、商工労働部所管分で、議案及びただいまの報告以外に、何か質問はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、この程度にとどめます。
以上で、商工労働部所管分を終了いたします。
お諮りいたします。
本日の委員会は、この程度にとどめ、散会いたしたいと思えます。
これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
来週、3月19日（火曜日）は、午前10時から委員会を開き、農業委員会事務局、農林水産部所管分の議案の審査などを行います。

す。

本日は、これをもって散会いたします。